(目的)

第1条 この規約は、デザイン・クリエイティブセンター神戸の来訪者等の利便性の向上を 図るために整備した無線によるインターネット接続環境(以下「無線 LAN」という。)の利 用について必要な事項を定めるものとする。

(サービスの内容)

第2条 利用者は、無線LANを利用してインターネットに接続することができる。

(利用場所及び利用時間)

第3条 無線 LAN の利用できる場所は、施設内の定められた場所とし、利用時間は開館時間中とする。

(利用者の資格)

第4条 利用者は個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。

(利用者が準備するもの)

- 第5条 無線LANの利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、利用に当たり次に 掲げるものを準備するものとする。
- (1) WiFi機能を搭載したパーソナルコンピューター(電源を含む。)等
- (2) Web ブラウザ等

(利用料金)

第6条 無線LANの利用料金は、無料とする。

(利用の手続き)

- 第7条 利用希望者は、この規約に同意のうえ次に掲げるいずれかの方法により、利用申込みを行うものとする。
  - (1) 無線 LAN に接続したときに表示される Web ブラウザ上の画面で、そのブラウザを表示している端末で受信可能なメールアドレスを入力し仮登録を行い、仮登録したメールアドレスに送られるメール本文に記載されるリンク先に接続する。
  - (2) 無線 LAN に接続したときに表示される Web ブラウザ上の画面で、SNS のアカウント (Facebook、Twitter、Google 等) を入力する。

(利用の承認)

第8条 前条の規定による利用申込みは、利用当日のみ有効とし、後日利用を希望する場合は、あらためて前条に規定する手続きを行うものとする。

(利用者資格の停止・取消)

第9条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、無線 LAN システム管理者(以下「管

理者」という。) は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止若 しくは取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽の内容で利用申込みを行った場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切と管理者が判断した場合

#### (禁止行為)

- 第 10 条 利用者は、無線 LAN の使用中に次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
  - (1) 第三者のプライバシー、著作権、その他法令により規定されている権利を侵害する 行為及び侵害するおそれのある行為
  - (2) デザイン・クリエイティブセンター神戸又は第三者に不利益又は損害を与える行為
  - (3) デザイン・クリエイティブセンター神戸又は第三者を誹謗中傷する行為
  - (4) 公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為、若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
  - (5) 犯罪的行為、又は犯罪的行為に結びつく行為、若しくはそのおそれのある行為
  - (6) 営利目的のために行う行為
- (7) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (8) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する行為
- (9) 性風俗、宗教、政治に関する活動
- (10) ID 及びパスワードを不正に使用する行為
- (11) 無線 LAN 機器を物理的又は電磁的に破壊する行為
- (12) 無線 LAN 接続中、別回線にて他のネットワークと接続する行為、又は無線 LAN と他のネットワークをゲートウェイ接続する行為
- (13) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを作成、取得又は流布する行為
- (14) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (15) DoS 攻撃等のサイバーテロ行為
- (16) 無線 LAN 上を流れているデータを取得、漏えい又は窃用する行為
- (17) 前各号に掲げるものの外、法令、兵庫県条例、神戸市条例に違反する行為
- (18) 前各号に掲げる行為を助長する行為及び他の者と共謀して行う行為
- 2 前項に該当する利用者の行為によって、デザイン・クリエイティブセンター神戸、利用 者本人及び第三者に損害が生じた場合、利用者は利用者の資格を喪失した後であっても、 すべての法的責任を負うものとし、デザイン・クリエイティブセンター神戸は一切の責任 を負わないものとする。

## (運用の中止)

- 第 11 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合、無線 LAN の利用を中止できるものとする。
  - (1) 無線 LAN のシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
  - (2) 暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線 LAN の運用が通常どおりできなくなった場合

- (3) 無線 LAN のシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある 場合
- (4) その他、管理者が無線 LAN の運用上、一時的な中断が必要と判断した場合
- 2 無線 LAN の利用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、デザイン・クリエイティブセンター神戸は一切の責任を負わないものとする。

### (免責等)

- 第12条 デザイン・クリエイティブセンター神戸は、無線 LAN のサービスの内容及び利用者 が無線 LAN を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、 いかなる保証も行わないものとする。
- 2 無線 LAN のサービスの提供、遅滞、変更、中止若しくは廃止、無線 LAN のサービスを通じて登録、提供若しくは収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータ等のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏えい、その他無線 LAN に関連して発生した利用者の損害について、デザイン・クリエイティブセンター神戸は一切の責任を負わないものとする。
- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、 当該利用者が費用を負担するものとする。
- 4 無線 LAN への接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。コンピュータ等の端末の機種、基本ソフトウエア、Web ブラウザ等によって、無線 LAN を利用できない場合があっても、デザイン・クリエイティブセンター神戸は一切の責任を負わないものとする。
- 5 利用者が無線 LAN を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、デザイン・クリエイティブセンター神戸は一切の責任を負わないものとする。
- 6 デザイン・クリエイティブセンター神戸は、無線 LAN の適切な利用を図るため、特定の Web サイトへの接続を制限することができるものとする。
- 7 管理者は、無線 LAN の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録することができるものとする。

# (本規約の変更)

第 13 条 デザイン・クリエイティブセンター神戸は、利用者の承諾を得ることなく、この規 約を変更することができる。

#### 附則

この規約は平成29年3月1日から施行する。